横浜市記者発表資料



令和2年5月20日 こども青少年局こども家庭課

ひとり親世帯等へ臨時特別給付金を給付します

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言の影響を受ける児童扶養手 当受給世帯に対して、本市独自の「ひとり親世帯等への臨時特別給付金」を給付します。

1 背景

ひとり親世帯は働き手が一人であり、年収 200 万円未満の世帯が多い状況にあります。こうしたひとり親世帯は、休業要請による減収や、学校等の休校による家庭での生活費支出の増加の影響が特に及びやすいと考えられます。

このたび、5月7日に緊急事態宣言が延長されたため、ひとり親世帯はより一層厳しい状況になることが見込まれます。そのため、全国一律で給付が進められている特別定額給付金、子育て世帯への臨時特別給付金とは別に、ひとり親世帯等に対する本市独自の給付を行います。

2 給付対象

(1) 給付対象者

令和2年5月1日時点で横浜市に住所を有する次の①または②の世帯

- ① 令和2年3月分または4月分の児童扶養手当受給世帯
- ② 令和2年5月分から児童扶養手当の受給対象となる世帯
- (2) 対象世帯数

約2万世帯

3 給付額

1世帯あたり一律2万円(1回の給付)

4 給付時期

6月下旬

5 給付手続き

申請手続きは要せず、児童扶養手当の振込先口座へ振り込みます。

6 執行予定額

給付費 約4億円(その他、郵送費やシステム改修費等の事務費)

お問合せ先